

## 本町田くじら山湧き水公園の親水施設に関する維持管理協定

「くじら山」の緑を考える会（以下「甲」という。）と町田市（以下「乙」という。）は、本町田くじら山湧き水公園（以下「公園」という。）の親水施設の維持管理について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、公園内の親水施設の維持管理及び管理費用等について甲と乙の各役割と協力関係を明確にし、親水施設の適切な維持管理を行い、親水施設を良好な状態に保つことを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定書において、「親水施設」とは、別添1図面に赤色で着色した公園西側からの湧水が流下する、公園北側に設置された延長 20.8m 程度の開渠、また、雨水のみが流下する延長 6.4m 程度の開渠、それぞれに付帯する施設（集水ます等）をいう。

2 この協定書において、「維持管理」とは、維持、清掃・土砂等の浚渫、修繕、安全管理及びその他の管理行為をいう。

### （維持管理の開始及び湧水の通水）

第3条 甲は、協定の締結日より親水施設の維持管理を開始するものとする。乙は、協定締結日以降、協定が有効でなくなった場合、湧水を通水しない。

### （代表者）

第4条 甲は、常に連絡・対応が可能な代表者を選出し乙に通知する。代表者に交代があった場合、甲は乙に速やかに通知する。

2 代表者が交代した場合、この協定書で定める事項は全て、新しい代表者に引き継がれるものとする。

### （通常の維持管理）

第5条 甲は、誠意をもって親水施設の適切な維持管理を行うものとする。乙は、甲の維持管理が適切に行われるよう必要な助言を行う。「適切な維持管理」とは、月1回以上の巡回・目視点検、清掃（草取り・ごみ等の除去を含む）をいう。

2 甲は、別に定める『本町田くじら山湧き水公園「親水施設」管理マニュアル』に従い親水施設の維持管理を行う。

3 甲の維持管理が適切に行われていないときは、甲乙協議し、乙は、必要に応じて甲に指導する。乙の指導によっても、甲の維持管理が適切に行われず、それが原因で、親水施設におい

て事故等が生じた場合は、甲にて対応する。

(維持管理の費用)

第6条 施設の維持管理に要する用具等の費用は、甲の負担とする。

(親水施設の使用停止措置)

第7条 甲の維持管理が適切に行われていないと、乙が判断し、乙からの協議申出にも甲が応じない場合は、親水施設の維持管理が困難となるため、乙は、甲への事前通知なく親水施設への湧水の流下を停止できる。

但し、甲は乙に事情説明を行うことができ、親水施設への湧水の流下再開に向けた乙との協議の申し入れをすることができる。

2 乙は、親水施設への湧水の通水を止めなければ公園施設の維持に重大な影響を与える可能性があると判断した場合、もしくは、公園利用者の安全を損なうと判断した場合は、甲への事前通知なく親水施設への湧水の通水を止めることができる。

(協定の期間及び破棄)

第8条 協定の期間は下記のとおりとする。

自 協定締結の日から 至 2021年3月31日まで

但し、協定期間終了前1箇月までに継続しない旨の申し出がない場合は、自動的に5年間延長するものとし、以下同様とする。

2 この協定は、甲が存続する限り有効とするが、甲が解散した場合は協定を破棄する。

(疑義等の解決)

第9条 この協定書に定めのない事項及び、協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

2018年 7月 19日

甲 「くじら山」の緑を考える会

代表

高橋孝栄



乙 町田市長 石坂 文一

印

